TEC Developers Hub利用規約_新旧対照表_241227改定

（新）	（旧）	備考
第２章　契約の締結等	第２章　契約の締結等	
第９条（利用契約の締結等） １．　利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。 ２．　利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。 ３．　当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を締結しないこと及び利用変更申込の承諾をしないことができます。なお、契約者は、第４号に該当しないことを表明し、保証します。 （１）本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき （２）利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき （３）金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき （４）契約者等の主要な出資者及び役職員が反社会的勢力である場合。なお、反社会的勢力とは、暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう （５）契約者等が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、強迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合 （６）その他当社が不適当と判断したとき	第９条（利用契約の締結等） １．　利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。 ２．　利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。 ３．　当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を締結しないこと及び利用変更申込の承諾をしないことができます。なお、契約者は、第４号に該当しないことを表明し、保証します。 （１）本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき （２）利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき （３）金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき （４）契約者等の主要な出資者及び役職員が反社会的勢力である場合。なお、反社会的勢力とは、暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう （５）契約者等が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、強迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合 （６）その他当社が不適当と判断したとき	
４．　当社が前項の理由により、利用契約を締結しない及び利用変更申込の承諾をしない場合（以下「承諾拒絶等」といいます）、当社は本サービスの利用申込者及び契約者に対し、承諾拒絶等の理由を開示・説明する義務を負わず、承諾拒絶等によって申込者に生じる損害については一切責任を負いません。		（新設）
第１５条（当社からの利用契約の解約） 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。 なお、当社は契約者に対し、解約の理由を開示・説明する義務を負わず、解約によって契約者に生じる損害については一切責任を負いません。 （１）利用申込書、利用変更申込書その他契約者から当社への通知内容に虚偽の記載があった場合 （２）支払停止又は支払不能となった場合 （３）手形又は小切手が不渡りとなった場合 （４）差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合 （５）破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合 （６）監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合 （７）利用契約等に違反し、かかる違反の是正が催告された後合理的な期間内に是正されない場合 （なお、契約者及び当社は、利用契約等が当事者間の高度な信頼関係を基礎としていることから、軽微な違反であっても本号に該当することを確認します。） （８）解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合 （９）第９条（利用契約の締結等）第３項第４号又は第５号に該当する場合 （１０）利用契約等を履行することが困難となる事由が生じた場合 （１１）契約者が当社と競合するサービスを提供していると当社が判断した場合 （１２）本サービスの利用が6ヶ月間ない場合	第１５条（当社からの利用契約の解約） 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知又は催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。 （１）利用申込書、利用変更申込書その他契約者から当社への通知内容に虚偽の記載があった場合 （２）支払停止又は支払不能となった場合 （３）手形又は小切手が不渡りとなった場合 （４）差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合 （５）破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合 （６）監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合 （７）利用契約等に違反し、かかる違反の是正が催告された後合理的な期間内に是正されない場合 （なお、契約者及び当社は、利用契約等が当事者間の高度な信頼関係を基礎としていることから、軽微な違反であっても本号に該当することを確認します。） （８）解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合 （９）第９条（利用契約の締結等）第３項第４号又は第５号に該当する場合 （１０）利用契約等を履行することが困難となる事由が生じた場合 （１１）契約者が当社と競合するサービスを提供していると当社が判断した場合 （１２）本サービスの利用が6ヶ月間ない場合	（変更）
別紙A	別紙A	
改定　2024年3月15日 最終改定　2024年12月27日	最終改定　2024年3月15日	（変更） （新設）